



平成 23 年 3 月 28 日

生駒市議会議長 様

生駒市教育委員会
教育長 早川 英雄

平成 19 年生駒市立緑ヶ丘中学校における頭髪指導に係る
損害賠償事件の判決について

この裁判について、本日、判決がありましたのでお知らせします。

裁 判 大阪地方裁判所 平成 20 年(ワ)第 17326 号
原告 現在高校生女子生徒（当時緑ヶ丘中学校 2 年生） 外 2 名
被告 生駒市 外 1 名

事実経過

平成 18 年、当時生駒市立緑ヶ丘中学校 2 学年女子生徒であった原告は夏休み頃から髪を茶色に染色または脱色するようになったことから、同校教員らは同年 9 月頃から頭髪を黒髪に戻すよう粘り強く指導を繰り返してきました。その結果、当該生徒が学校内での染髪を受け入れ、生徒指導担当教員らが本件染髪行為を行いました。

これに対し、校長宛に「体罰ではないのか」等と抗議があり、同校のほか、市教育委員会、県教育委員会、県立教育研究所などもかかわりながら保護者と話し合いを重ねてきました。

原告の主張は「染髪行為にはなんら合理的根拠がなく人権侵害行為である」「染髪行為は体罰にあたる」というものであり、これに対し被告生駒市は「規律規範を遵守させるための教育活動の一環である」「本人の同意に基づいて行った」ことを主張し、理解を得るよう努めてきました。

しかしながら、平成 20 年 2 月、原告より生駒市に訴状が届き、本件裁判に至ることとなったものです。

判 決

- 主文 1 原告らの請求を棄却する
2 訴訟費用は原告らの負担とする

